

滋賀県個人情報保護審議会の会議概要

滋賀県個人情報保護条例に基づき、以下の事項を審議するため、滋賀県個人情報保護審議会を開催しました。

今回の会議については、議題 1 は公開の審議会として開催し、議題 2 以降については、不服申立案件であるため、非公開の審議会として開催しています。会議の概要については、以下のとおり公表します。

■ 名 称 第 99 回滋賀県個人情報保護審議会

■ 日 時 平成 27 年 10 月 30 日（金曜日）
午後 1 時 30 分から 4 時 10 分まで

■ 場 所 大津市京町四丁目 1 - 1
県庁本館 4 階 4 - A 会議室

■ 出席者 委 員：浮田麻里、近藤月彦、里内緑、松本哲治、毛利公一
（敬称略、五十音順）
事務局：八田室長、中川室長補佐、大倉主査、山下主任主事
（県民活動生活課 県民情報室）

■ 議題

- 1 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について
 - ・番号法の施行に伴い、平成 28 年 1 月 1 日から個人番号の利用が開始されることから、規則委任事項について、改正の必要性が生じたため、事務局から説明を受け、審議を行った。
 - ・審議会として、番号制度への適切な対応をお願いした。
- 2 諮問第 27 号に係る審議について
県営住宅関係訴状に係る文書の不開示決定に対する異議申立てについて、実施機関からの口頭説明を受けるとともに、異議申立人からの意見聴取を行い、審議した。
- 3 諮問第 28 号および諮問第 29 号に係る審議について
 - ・県営住宅関係訴訟に係る職員が現地調査を行った復命書等に係る文書の一部開示決定に対する異議申し立て（諮問第 28 号）について、今後の審議ならびに実施機関の口頭説明および異議申立人の意見聴取に係る質問案の審議を行った。
 - ・県営住宅関係訴訟に係る保有個人情報開示請求に対する決定についての、起案文書等の一部不開示決定に対する異議申立ての異議申立て（諮問第 29 号）について、今後の審議ならびに実施機関の口頭説明および異議申立人の意見聴取に係る質問案の審議を行った。

4 諮問第 30 号に係る審議について

県営住宅関係訴訟に係る訴訟代理人委任契約に関する書類の起案文書等および訴訟代理人が現地調査に関し作成した文書に係る起案文書等の一部不開示決定に対する異議申立てについて、今後の審議ならびに実施機関の口頭説明および異議申立人の意見聴取に係る質問案の審議を行った。

5 諮問第 31 号に係る審議について

新たな諮問案件として、私立学校における調査報告書等の一部不開示決定に対する異議申立てについて、現在の状況および今後の予定等について審議を行った。

6 その他

今後の日程連絡等を行った。

- 会議の概要の公表 当会議概要については、ホームページおよび県庁県民情報室に備付け、公開します。

- 問い合わせ先 滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室（担当者 山下）

電 話 077-528-3122

FAX 077-528-4813